

令和7年度 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業） FAQ集

関東経済産業局 製造産業課 令和7年2月17日更新

番号	分類	質問	回答
1	申請対象者	中小企業者等の定義の資本金と従業員数について、どちらも要件を満たす必要があるか。	資本金または従業員数どちらかの要件を満たしていれば、中小企業者等として認められます。 【中小企業庁HP 中小企業・小規模企業者の定義】 https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html
2	申請対象者	農業協同組合は、中小企業者等に含まれるのか。	農業協同組合は中小企業者等には含まれません。
3	申請対象者	株式会社が設立した大学は、A機関に含まれるのか。	株式会社が設立した大学はA機関の定義には含まれません。
4	申請対象者	社会福祉法人は、A機関に含まれるのか。	社会福祉法人はA機関の定義には含まれません。
5	申請対象者	有限責任事業組合（LLP）のように法人格がない組合は共同体に入れるのか。	有限責任事業組合（LLP）はアドバイザーとしてのみ参画することができます。
6	申請対象者	大企業は補助を受けられるのか。	直接・間接を問わず補助を受けることはできません。 なお、アドバイザーとしてのみ共同体に参画することはできます。
7	申請対象者	主たる研究実施場所の都道府県を担当する地方局に申請するのか。 事業管理機関の所在は、申請先地方局の管轄外でもよいのか。	本事業においては、主たる研究実施場所の都道府県を担当する地方局に申請していただきます。 事業管理機関の所在が、申請先の地方局管轄外でも問題ございません。
8	申請対象者	中小企業者等が事業管理機関として申請してもよいのか。 その場合、研究等実施機関として参加する大学・公設試等の補助率はどうなるのか。	中小企業者等が事業管理機関になることは可能です。 その場合、A機関及びB機関の補助率は一律2/3になります。
9	申請対象者	事業管理機関を引き受けてくれる機関を探したい。	Go-Techナビでは、共同体を構成するうえで必要な事業管理機関、研究等実施機関を検索できる機能がございます。 各機関のこれまでの支援実績を掲載しておりますのでご覧いただき、連携できそうな機関にご連絡ください。当局から個別の期間にご紹介はしておりません。 【中小企業庁HP Go-Techナビ】 https://www.chusho.meti.go.jp/sapoin/index.php
10	申請対象者	アドバイザーとなった企業名は公表されるのか。	採択発表時にアドバイザー企業名は公表されません（大学・公設試等については、原則公表されます）。 また、補助事業終了後、Go-Techナビに掲載する際も、希望があれば非公表とすることが可能です。
11	みなし大企業	大企業から100%出資されている中小企業（みなし大企業）より100%出資を受けている中小企業（大企業の100%孫会社）はみなし大企業に該当するのか。	みなし大企業の定義④に該当します。ただし、みなし大企業からの出資割合が100%未満であれば、みなし大企業には該当しません。
12	みなし大企業	役員の定義に社外取締役、監査役は含まれるのか。	会社法第2条第15号に規定する社外取締役、会社法第381条第1項に規定する監査役は役員に含まれません。
13	みなし大企業	大企業の職員を兼ねている者の定義に派遣等は含まれるのか。	雇用の形態に関わらず、大企業（外国法人含む）に籍を置いているかどうか（休職中も含む）で判断してください。
14	みなし大企業	親会社に連結子会社がいる場合、従業員数は連結の人数で判定するのか	当該親会社単独の従業員数で判定してください。
15	申請対象事業	中小企業が使用した補助金額が、共同体全体の2/3未満となった場合は、補助はどうなるのか	本事業に要する補助金の配分は、中小企業者等が受け取る補助金額が、共同体全体の補助金額の「2／3以上」である必要があります（「中小企業要件」と言います）。2年度目以降は、既に終了した年度の補助金額との合算で「2／3以上」であれば中小企業要件を満たしているものとします。この要件は事業完了時点でも満たしている必要がありますので、この要件を満たしていない場合、補助金の交付を受けられない場合があります。
16	申請対象事業	事業終了後5年以内を目処に、主たる研究等実施機関（中小企業者等）の付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）を15%以上（年率平均3%以上）向上させる必要があるが、この人件費には何が含まれるのか。	・売上原価に含まれる労務費（福利厚生費、退職金等を含んだもの） ・一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入れ、福利厚生費、退職金及び退職給与引当金繰入れ ・派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合のその費用 ただし、これらの算出ができない場合においては、平均給与に従業員数をかけることによって算出することも認められます。
17	申請対象事業	補助事業期間終了後1年目から、主たる研究等実施機関の事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）を地域別最低賃金＋30円以上の水準とする必要があるが、従業員の範囲はどこまでか。	研究等実施場所の工場・研究拠点にいる従業員全員（研究部門の従業員のみではない）が対象となります。
18	申請対象事業	提案内容が、「中小企業の特定ものづくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針」のうち、どの項目に合致するのか確認してほしい。	申請者にて該当する高度化指針を選択し、指針に沿っていることを申請書にてご説明ください。高度化指針を踏まえた研究開発かどうかは中小企業庁に設置する外部有識者等による採択審査委員会にて判断されます。
19	補助対象額、補助率	補助金額の上限が単年度4500万円、2年度合計で7500万円とあるが、1年目2000万円、2年目5500万円というのは可能か。	単年度が4500万円が上限なので、2年目も4500万円が上限となります。
20	補助対象額、補助率	採択時の初年度申請額は4000万円を計上していたが、補助金交付申請の際、これを3000万円に減額申請し、差額（1000万円）を2年目の補助金申請額に振り替えて申請することは可能か。	2年度目以降の補助金額については、中間評価の結果、継続が許可された場合に限り、原則として補助上限額の範囲であって、かつ採択時又は中間評価において認められた各年度の金額の範囲で交付申請を行うことができます。

21	補助対象額、補助率	中小企業者等が事業管理機関として申請する場合、A機関・B機関の補助率は一律 2/3となるが、補助対象外である1/3の自己負担分を、中小企業者等が負担することは可能か。	可能ですが、補助対象外となります。負担の方法（契約等）はA機関・B機関と個別にご相談ください。
22	補助対象額、補助率	NPO法人が事業管理機関を務める場合、研究等実施機関である中小企業者等（課税所得 1 5 億円未満）の補助率はどうか。	研究等実施機関である中小企業者等（課税所得 1 5 億円未満）の補助率は 2 / 3 です。
23	補助対象経費	●●に係る経費は補助対象経費として計上が可能か。	補助対象経費計上の可否は採択後に当局と交付決定を行う際に調整させていただきます。公募の段階では、公募要領に沿って該当する費目に計上して申請をしてください。
24	補助金の支払い	年度途中での概算払いは可能か。	補助金は精算払いが原則です。概算払いについては、その必要性を考慮し、当局で審査のうえ支払の可否を判断しますので、公募申請時に確約はできかねます。
25	出資獲得枠	出資獲得枠においてファンドの種類や要件はあるのか。	業として中小企業への投資機能を有し、中小企業の事業化支援機能を有する法人等となります。 また、ファンドの出資者の中から、中小企業に対し、伴走支援を含めた支援を行う担当者の選任が必要となります。 詳細は、公募要領「ファンド等の出資者の要件」を参照してください。
26	出資獲得枠	「株式による出資」について、普通株式以外の種類株式であっても認められるのか。	株式の種類に特段の定めはありません。
27	出資獲得枠	出資者として認められないものはあるのか。	公募要領にある要件を全て満たしていれば、本事業における出資者として申請可能です。個々の具体的な機関が対象になるかどうかは中小企業庁に設置する外部有識者等による採択審査委員会にて判断されます。
28	出資獲得枠	事業法人は出資者の要件を満たすのか。	業として中小企業への投資機能を有し、中小企業の事業化支援機能を有する法人であれば、事業法人も出資者として認められます。
29	出資獲得枠	出資獲得枠においてプロジェクトが成功しなかった場合、ファンドは出資しなくてよいのか。またその際に、補助金の返還義務が生じるのか。	申請した研究開発プロジェクトが成功（※1）しなかった場合にはファンド等の出資者による出資は必須ではありません。 また、その場合に出資しなかったことをもって補助金の返還義務を課すことはありません。 （※1）当該研究開発プロジェクトの成否は公募要領に記載のとおり、外部有識者等で構成される最終評価委員会で行う最終評価によります。
30	出資獲得枠	出資予定額の上限はあるのか。	最低出資予定額は補助金申請総額の1/2以上である必要がありますが、出資予定額の上限はございません。
31	出資獲得枠	出資者は2者以上でもよいのか。 また、複数の出資者で申請する場合「出資に関する誓約書」の様式はどのように用意すればよいか教えてほしい。	出資者は 2 者以上でも可能です。その場合、誓約書については出資者ごとにそれぞれご用意ください。伴走支援を含めた支援を行う主たる担当者も出資者それぞれが配置してください。 なお、「最低出資予定額は補助金申請総額の1/2以上」という要件は、出資額の合算で満たしていれば問題ありません。
32	出資獲得枠	当該研究開発プロジェクトが成功したに関わらず、補助事業開始から補助事業終了後 1 年間経過後までの累計出資額が、補助金として支払われた額の1/2を正当な理由なく下回った場合、出資者にどのような影響があるのか。	以降当該ファンド等の出資者は本事業におけるファンド等の出資者として認めません。 また、当該ファンド等の出資者の名称については、公表する場合があります。
33	提案書	申請書の作成に関してアドバイスが欲しい。	関東経済産業局管内の事業者については、中小機構関東本部において、Go-Tech事業の申請書や研究計画に関するご相談を受け付けています。 【中小機構関東HP】※静岡県内の事業者については、中部本部にて相談を受け付けます。 https://www.smrj.go.jp/regional_hq/kanto/sme/supporting_industry/index.html 公募要領に関するお問い合わせ（制度面に関する疑問点）については、当局までご連絡ください。
34	提案書	様式 3 - （1） 3. 経営状況表の「①売上高、②経常利益・・・」について、公的機関等で該当する費目がない場合は、何を記載すればよいか。	各機関において、類似する費目をご記載ください。類似する費目がない場合は空欄で構いません。
35	提案書	様式 5 事業終了から事業化までの資金計画について、5 年分の記載が必須か。 資金計画の単位は企業単位か共同体単位か。	5 年を待たずに事業化する場合は、事業化するまでの期間で構いません。（様式 2）⑦の事業化に至るまでのスケジュールと整合するようにしてください。 資金計画の単位は実態に沿って策定してください。企業単体で事業化する場合は企業単位で構いません。
36	提案書	出資に関する誓約書の様式に文言を追記等してよいか。	様式の変更は行わないでください。なお、令和 7 年度公募から、提案書の提出時期は初年度の交付申請時となりましたので、提案時の提出は不要です。
37	申請手続き	e-Radの操作方法を教えて欲しい。	当局では、申請者と同じ環境で操作することができません。公募 HP に掲載の「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じた成長型中小企業等研究開発支援事業の申請について」（マニュアル）以上のご回答はできませんので、専用のヘルプデスクにお問い合わせください。 e-Radヘルプデスク 電話番号：0570-057-060（ナビダイヤル） 03-6631-0622（直通） ※直通番号は年度により変更になる可能性があります。